別紙第1(第9関係)

建設コンサルタント選定委員会の設置について

1　設置目的

本学における建設工事に係る調査・設計等の業務をプロポーザル方式によって、建設コンサルタント等に発注しようとする場合に、技術的に最適なものを特定するための調査審議を実施するため、建設コンサルタント選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

2　調査審議事項

(1)　公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準の決定

(2)　技術提案書の提出を求める者の選定

(3)　技術提案書を特定するための評価基準

(4)　技術提案書の特定

3　選定委員会の構成等

(1)　選定委員会の構成は、次のとおりとする。

①　施設課長

②　学識経験者　1人

③　学外の学識経験者　2人

(2)　学識経験者は、選定委員会の審議に関係のある専門分野の学識経験等を有し、中立かつ公正な立場で技術提案の審査・評価を行うことができる者の中から、学長が依嘱する。

(3)　学識経験者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(4)　選定委員会は、必要に応じて、その他の学識経験者の意見を求めることができる。

4　選定委員会の運営

(1)　選定委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

(2)　委員長は、選定委員会を招集し、その議長となる。

(3)　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(4)　選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

5　事務

選定委員会に関する事務は、施設課において処理する。